

令和8年度若者向け1on1起業家密着事業運営管理業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度若者向け1on1起業家密着事業運営管理業務（以下、「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

本県指定場所

4 適用範囲

- (1) この仕様書は、本業務について適用する。
- (2) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (3) 受託者は、契約書及び本仕様書に明示のない事項や疑義の生じた事項について、委託者との協議のうえ対応を決定するものとする。

5 本業務の目的

革新的なビジネス手法により急成長を目指すスタートアップは、経済成長を牽引するエンジンとして、また、社会課題の解決に取り組む主体として、地域にとって重要な存在である。

このため本県では、起業家が集う場づくり、資金支援、成長支援、人材育成を柱として取り組んでおり、特に、令和7年6月に「第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市（グローバル拠点都市）」に第1期に引き続き選定されており、その取組を一層強化している。

柔軟な発想で物事を捉える若者は上記スタートアップになり得る可能性を多く秘めており、次代の県内経済の担い手として、県内にてスタートアップとして起業を志向する若者の育成は必要不可欠である。

一方で、若手起業家の多くは企業での勤務経験が少なく、組織開発・構築や人材採用のノウハウが乏しい。さらに経営にあたっての身近な相談相手も不足し、起業後の成長に必要不可欠な経営面に不安を抱えている現状がある。

そこで、県内企業の経営者に若者が密着・同行し、組織開発や経営理念構築等の考え方を学ぶ機会を提供することで、先輩起業家との関係性の構築、起業前の早い段階で経営エッセンスの体得や起業後の行動規範の土壌の醸成を促し、確かなビジョンを有する次世代の起業家の輩出をめざす。

6 委託料等

- (1) 対象経費 令和8年度若者向け1on1起業家密着事業運営管理費
- (2) 委託料 6,309,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、本事業予算の成立が前提となるため、予算が想定通り成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

(3) その他 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

7 業務内容

受託者は、本業務において、県内でスタートアップとしての起業を目指す若者を支援するため、本業務の運営主体として、十分な人員体制・運営体制を構築したうえで、下記(1)～(4)を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う（なお、委託者は、受託者による代替案、協賛金の獲得や参加者の実費負担による資金の確保、委託者との協働等の追加提案を受け付ける。）。

受託者は、本業務期間終了までに、本プログラムにおいて、① 経営エッセンスを体得させるとともに、② スタートアップとして起業するにあたっての参加者それぞれの経営者像を明確化させること（参加者自らが言語化できる等）③ ①、②を基に参加者が起業に向けた具体的な行動を取ることを目標とすること。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。また、本事業に従事する者について、氏名及び主な実績等を提案書に記載すること。

(1) 共通事項

ア プログラム運営にあたっては、県内の大学、支援機関、事業会社等と積極的に連携すること。また、兵庫県はじめ、ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアムおよびその構成員、その他民間企業や関係機関等の実施する他の若者向け起業支援施策やスタートアップ支援施策等との効果的な連携を企画し、本事業における成果の最大化に努めること。

イ 本プログラムを県内外の多様な関係者に広く発信する観点から、本事業の紹介や参加者の募集、イベントの告知などを行うホームページを作成すること。

ウ 本プログラムに関する各種の企画・設計、参加者や実施内容の決定等は、委託者との定期的な打合せ・協議をもって行うこととし、随時の連絡調整や資料共有等は滞りなく実施すること。

(2) 若者向け1on1起業家密着プログラム（仮称）の実施

下記アからキに定める内容に沿って、若者向け1on1起業家密着プログラム（仮称）を実施すること。

ア 県内でスタートアップとして起業を目指す若者を6者程度支援すること。

イ 本プログラムにおける県内でスタートアップとして起業を目指す若者（以下、参加学生という。）とは、以下の(ア)(イ)(ウ)の要件を全て満たす者を想定しているが、プログラム実施にあたり委託者と調整のうえ定義すること。

(ア) 大学生や大学院生、その他大学生や大学院生相当の学生であって、県内に

- 在住または県内の学校等へ通学している者であること。
- (イ) 県内において起業を目指す意思を有する者であること。
- (ウ) 応募時点でビジネスアイデア・ビジネスプランを有する者であること。
- ウ 上記(2)イを受け入れる県内企業経営者（以下、経営者という。）を6者程度支援すること。
- 本プログラムにおける経営者とは以下の(ア)(イ)の要件を全て満たす者を想定しているが、プログラム実施にあたり委託者と調整のうえ定義すること。なお、経営者の業種・会社規模については本プログラムの効果が最大化されるよう提案すること。
- (ア) 県内に本社を置く企業の経営者であること。
- (イ) 起業経験のある経営者であること。
- エ 委託者と調整のうえ、プログラムの全体カリキュラム、工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。
- オ プログラムの実施形態については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を十分考慮したうえで、起業プラザひょうご等において、対面での実施機会を積極的に創出すること。
- カ プログラムの効果的な運用のために、プログラム実施前（参加学生募集等）や実施中（講座、経営者密着同行等）の際に起業プラザやその他連携可能な県内の支援機関、大学、金融機関等との協力関係を構築すること。また、終了後も参加者に対して、継続的なフォローアップの実施や、国や本県が提供するスタートアップ支援事業、起業プラザひょうごの活用を可能な限り積極的に誘導すること。
- キ プログラムの内容は概ね以下の内容を想定しているが、本プログラムの効果が最大化されるよう提案するとともに、委託者と調整のうえ詳細を決定すること。
- (ア) 事前講座の実施と参加者間交流の場の提供
- a 参加学生に対し、経営者への密着同行にあたっての基本的なマナーや見ておくべき視点を学ぶ講座を実施（1回程度）。併せて、密着同行にあたり、参加学生それぞれに自身が学びたいテーマや目標を設定させ、本プログラムに参加するにあたって目的を明確化させること。
- 対面での実施が望ましいが、その実施手法は受託者からの提案によるものとする。
- b 経営者に対して、密着同行中参加学生にどのようなことを学んでもらうべきか、どのように接するべきか等のポイントを受託者が委託者とともに経営者と個別に面談し、レクチャーすること。その際に必要な準備は受託者にて行うこと。
- c 参加学生及び経営者間での交流を促し、コミュニティを構築するとともに、本プログラムに参加する中で発生する課題や起業を目指すにあたっての悩み等の共有や相談がしやすい環境を提供すること。なお令和7年度「若者向け1on1起業家密着事業」に参加した学生や経営者との交流も実施し、より繋がりが広がるような関係性構築に努めること。

(イ) 経営者への密着同行の実施

- a 任意の日程で5日間程度、参加学生の経営者への密着同行実施を支援。また、経営者の密着同行だけでなく経営者以下社員への取材等を通じて、社員目線での組織のあり方等を学べる機会を設定するなど、多角的な視点での学びを得られるよう工夫をすること。

(実施内容は以下を想定するが、必ずしもこの通りでなくてもよい。

1日目～4日目：商談来客対応、社内ミーティングや面談同行、社員への取材。5日目：密着同行した所感を経営者と共有、それに対して経営者がフィードバック)

- b 実施中にトラブル等が発生した場合には都度フォローすること。
- c 参加者のプログラムの実施状況等については委託者に定期的に報告すること（様式任意）。
- d 密着同行中に発生する参加学生の旅費・宿泊費については受託者にて費用負担すること。なお、負担方法や対象等は委託者との協議の上、決定すること。

(ウ) 経営者への密着同行終了後のフォローアップ

- a 経営者への密着同行から学んだことを振り返り、参加学生が将来的に起業する際に実践可能な経営スキルまで落とし込めるよう支援すること。
- b 起業するまでの道筋やどのような起業家で在りたいか等、起業家としてのビジョンの明確化にあたり助言すること。
- c 上記キ(ウ)a・bにあたっては参加学生および経営者で意見交換の場を設けるなど、考え方や学びを積極的に言語化させることが望ましい。
- d 上記キ(ウ)a・bの実施により、下記(4)での成果報告発表までに起業に向けた具体的な次のアクションを誘発させ、それにあたっての助言・指導や補助すること。
- e 下記(4)での成果報告発表にむけた支援をすること。
- f 実施方法、実施回数は委託者との協議の上、決定すること。

(3) 若者向け1on1起業家密着プログラム（仮称）参加者の募集、選定および密着同行先マッチング

- ア 参加学生の募集および選定を下記(ア)から(カ)の内容に沿って実施すること。
- (ア) 上記(2)イに記載する県内でスタートアップとして起業を目指す学生を募集すること。なお、応募数の目標は30者程度とする。
- (イ) 募集に際しては、要件等を委託者と調整のうえ決定し、募集要項やエントリーフォーム等を作成すること。
- (ウ) 効果的な募集を行うため、上記7(1)イのホームページを活用するほか、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の支援機関、金融機関、大学等との連携、起業プラザひょうごや委託者が有するネットワークの活用等に最大限努めること。また、経営者への密着同行に対しての具体的なイメージが

湧きやすくなるよう、上記(2)イを受け入れる上記(2)ウ経営者の詳細をまとめたものを上記7(1)イのホームページに掲載するなど、若者の関心がより効果的に集まる工夫をすること。

- (エ) 募集期間は3週間程度設定すること。
 - (オ) 応募者の中から、志望動機、起業に対する考え方やその具体性、将来性等の観点から審査を行い、6者程度を選定すること。なお、選定基準やプロセスは、募集開始前に委託者と十分調整し、採択者は委託者の了承をもって最終決定とすること。
 - (カ) 不採択者に対しても、次年度以降の本事業の参加や自身の成長につながるよう、国や本県が提供するスタートアップ支援事業、起業プラザひょうごの活用を可能な限り積極的に誘導すること。
- イ 経営者の募集および選定を下記(ア)から(オ)の内容に沿って実施すること。
- (ア) 上記(2)イを受け入れる上記(2)ウに記載の経営者を募集すること。なお、募集方法は委託者と調整の上決定すること。
 - (イ) 募集に際しては、要件等を委託者と調整のうえ決定し、募集要項やエントリーフォーム等を作成すること。
 - (ウ) 効果的な募集を行うため、上記7(1)イのホームページを活用するほか、WEBメディアやSNS等の各種媒体の活用、県内の支援機関、金融機関、大学等との連携、起業プラザひょうごや委託者が有するネットワークの活用等に最大限努めること。
 - (エ) 募集期間は3週間程度設定すること。
 - (オ) 応募者の中から、起業支援に対する考え方やその具体性、将来性等の観点から審査を行い、6者程度を選定すること。なお、選定基準やプロセスは、募集開始前に委託者と十分調整し、採択者は委託者の了承をもって最終決定とすること。
- ウ 参加学生と経営者とのマッチングを下記(ア)から(ウ)の内容に沿って実施すること。
- (ア) 参加学生・経営者への事前講座終了後、マッチングを実施すること。
 - (イ) 面談等により参加学生からは密着同行希望企業とその理由の聞き取り、経営者からは密着同行してもらいたい参加学生の条件の聞き取りを実施すること。両者の人となり等も加味し、プログラムを通じて得られる効果が最大化されるよう、マッチングを進めること。
 - (ウ) なお、選定基準やプロセスは、募集開始前に委託者と十分調整し、採択者は委託者の了承をもって最終決定とすること。

(4) 成果報告会の実施

- ア 本プログラムの成果ならびに採択者の今後の活動等について、県内外の関係者等に効果的にPRするため、プログラム参加者によるピッチや来場者との交流・ネットワーク構築を中心とした成果報告会（デモディ）を開催すること。なお、県が実施する若者向けの他の事業と合同で成果報告会を開催する可能性がある。

- イ 開催場所は起業プラザひょうごを原則とするが、委託者と調整のうえ、よりPR効果が見込まれる他の県内の場所に変更しても構わない。なお、オンラインでも同時に開催するなど、可能な限り多くの聴衆が参加できるよう努めること。
- ウ 来場者については、プログラム参加者の今後の活動につながるよう県内の事業会社、大学、支援機関等を中心に集客することに加え、成果報告会への参加が起業への意欲を高め、今後のアクションを起こす契機となるよう、起業に興味がある若者の集客にも努めること。
- エ 来場者の募集にあたっては1か月程度期間を設け、支援機関等と連携しながら幅広い周知を行い、50名程度集客すること。

8 実施スケジュール

履行期間中におけるスケジュールは概ね以下を想定するが、委託者からの提案に基づき、受託者と調整のうえ決定する。

令和8年4月	事業全体の企画・設計
令和8年5月～令和8年7月	プログラム参加者の募集・選定
令和8年7月～令和9年2月	プログラムの実施
令和9年2月～令和9年3月	成果報告会の開催
令和9年3月	実績報告書の提出

9 その他

(1) 業務実施にあたっての留意点

- ア 本業務にかかるプログラム・イベントは、起業プラザひょうごをはじめ、兵庫県内の起業支援拠点等での実施を原則とする。
なお、起業プラザひょうごを使用する場合に限り、当該使用料を委託者が別途負担するが、使用に際しては受託者において、直接、施設運営者と調整すること。
ただし、本業務履行期間中に受託者及び利用者が、施設や備品等を破損・汚損した場合は、委託者に報告のうえ、原則として受託者が修繕・原状回復を行うこと。
- イ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保し業務にあたること。
- ウ アンケートなどにより、業務の効果を把握し適宜改善に努めること。
- エ 本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に委託者に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する打合せ・協議等により委託者等との協議・調整を行うこと。また、隨時、委託者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
なお、本業務の目的達成に資する業務内容があれば提案し、委託者等と協議のうえ実施すること。
- オ 本業務実施中は、受託者及び受託者と人的又は資本関係のあるファンド等から参加者の企業等に投資してはならない。
- カ 受託者が交代する場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。本業務によって得られた情報や作成物は委託者に帰属するものであるから、プログラム等参加者等

の各情報、諸規定・規約、WEBコンテンツ、PRツール等の著作物及び著作権、その他本業務の継続に必要な資産を遅滞なく委託者に無償で譲渡すること。受託者は作成物の利用に関する全ての著作者人格権については、これを行使しないこと。

また、著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び新しい受託者に対して著作者人格権が行使されないよう措置すること。WEBサイトやSNS等は契約終了後、新しい受託者が引き続き使用できるものとする。

キ 個人情報や新事業の情報等の管理にあたって、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

(2) 業務実施に関する基本的な条件

ア 各業務の実施にあたっては、本仕様書および本事業運営管理業務の企画提案募集要項ならびに企画提案書の内容をもとに、随時委託者等と連絡調整を行うこと。

イ 業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない（ただし、起業プラザひょうごの使用料に限り、委託者が別途負担する。）。

ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、個人情報の保護に関する法律及び条例その他関係法令等を遵守すること。

また、この仕様書のほか、暴力団の排除、公正な業務執行、個人情報の保護及び適正な労働条件の確保に関しては委託契約書の特記事項にて定める。

エ 事業開始準備のために要する経費や契約終了に伴う引き継ぎのために要する経費については、委託者は負担しない。

オ 委託者との連絡窓口となる担当者を1名定めること。

カ 本業務の実施にあたっては、委託者と十分協議しながら進めること。

また、プログラム等の開催にあたっては使用する当該施設の管理者や講師、協力企業など必要な関係者との調整を行うこと。

キ 受託者は、本業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託することについて、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

ク 受託者は、業務完了後における「業務報告書」をはじめとした下記9に定める所要の報告書類等のほか、業務の着手時及び実施中においても所要の書類を作成し、委託者に提出すること。

ケ 年度終了時において委託料に対し、経費に不足が生じても決定した額は変更しない。

コ 本仕様書に記載のないことや疑義が生じた場合は、事前に委託者と十分に協議すること。

9 業務報告書等の作成

(1) 業務着手時に提出する書類

- ・業務行程表
- ・業務計画書

- ・業務従事者名簿（担当者、メンター等）

(2) 業務の実施中に提出する書類

- ・打合せ記録
- ・支援報告書

(3) 業務の完了時に提出する書類（令和9年4月5日まで）

- ・業務完了届
- ・業務報告書
- ・その他、業務によって得られた資料一式

※納入形式は原則として電子データとする。別途、印刷物の提出を求める場合がある。